



幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第56号

SNSをきつかけとした 消費者トラブルが増加しています！

SNSのトラブル

SNS利用時の注意点

SNSは、便利なコミュニケーションツールですが、悪質な商法の勧説手口として悪用されることもあります。また、SNS上の広告は、詐欺や模造品サイトのトラブル、化粧品やサプリメントの「お試し」定期購入に関するトラブル増加の遠因となっています。SNSをきつかけとしたトラブルは、年代を問わず発生しています。

相談事例としては、

- SNS上の広告がきっかけとなるトラブル（「お試し」定期購入、詐欺模造品サイト、オンラインショッピングなど）
- SNS上で知り合った相手からの誘いがきっかけとなるトラブル（情報商材やマルチ商法等の儲け話、出会い系サイトへの誘導、個人間取引の転売チケット、個人間融資など）

があります。



SNS運営事業者の利用規約では「SNSがきつかけでトラブルが発生しても責任を負わない」旨が定められています。SNS上の知り合いが信頼できるとは限りません。金銭の支払いが終了したとたん相手と連絡が取れなくなることもあります。信頼できる相手かどうか慎重に判断する必要があります。

大幅値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう広告や「簡単に誰でも儲かる」「会いたい」などの投稿やメッセージを鵜呑みにしないでください。相手はサクラかもしれません。

学生証、運転免許証、健康保険証などの身分証明書の情報を送ってしまうと取り返すことは困難です。決して送らないでください。また、SNS上に投稿された情報は拡散されることができます。安易な気持ちで個人情報や自分の写真、身元がわかるような書き込みをするのは避けましょう。

相談事例紹介

身に覚えのない荷物が届いたら…

今月の相談

先日、宛名に私の住所と名前が印字された荷物が届いた。中身はマスクと思われ、海外から送られてきたようだが、注文しておらず全く身に覚えがない。開封していないがどうすればよいか？

消費者が注文していないにもかかわらず、一方的に商品を送り付け、代金を請求する手口を「送り付け商法（ネガティブ・オプション）」といいます。消費者が購入を承諾しない限り契約は成立していません。よって代金を請求されても支払う必要はありません。また、この場合、届いた日から14日間経過すれば自由に処分することができますので、相談者にはしばらく保管して様子を見るようにお伝えしました。



最近、身に覚えのない荷物が突然、海外から送られてきたという相談が全国の消費生活センターに寄せられています。ただ、中には家族や友人からのプレゼントだったというケースもありますので、まずは周囲に確認をしましょう。また、荷物に記載された連絡先に直接確認の連絡をすることは、相手方が悪意のある業者の可能性もあるため控えましょう。その他、自分の判断で海外へ送り返すと、中身によつては関税法の問題になることもありますので配送業者に確認しましょう。

判断に迷つたら
消費生活センターに
ご相談ください。

問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場 所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

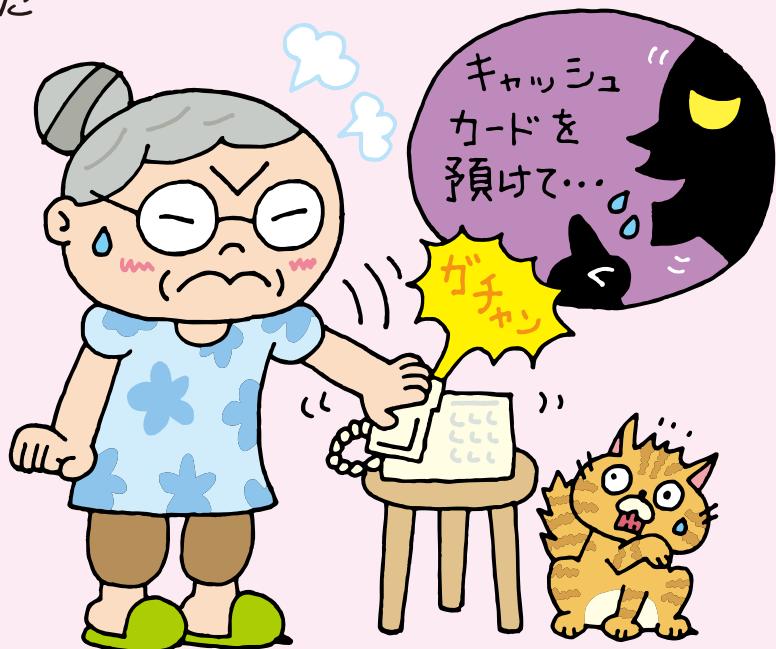
見守り 新鮮情報

警察を名乗る男性から、「コンビニで、あなたの銀行口座から50万円引き落とされたのでカードを止めた。すぐ代わりの者を行かせるのでキャッシュカードを預けるように」という電話があった。

電話を切らないうちに

男性が訪ねてきた

のでカードを渡し、暗証番号を聞かれ、教えた。3日後、銀行のサポートセンターから不審な引き出しがあると連絡があり、口座から250万円ほど引き出されていることがわかった。(80歳代 女性)



気をつけて! 「キャッシュカードを預かる」 という電話は詐欺

ひとこと助言



- 警察や公的機関、金融機関の職員等が通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切りましょう。
- もし訪問されても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしてはいけません。
- 少しでも不安に思ったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。